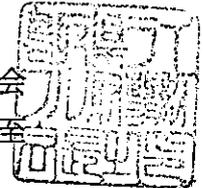




令和 7年 2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

管理者 倉吉市横田440-7  
鳥取県ライフル射撃協会  
会 長 戸 田 幸



鳥取県営ライフル射撃場の管理運営に関する協定第19条により、鳥取県営ライフル射撃場の事業計画書等下記のとおり、提出します。

記

令和 7年度事業計画書

- (1) 委託業務の実施計画 [様式2]
- (2) 委託業務に係る収支計画 [様式3]

(様式2)

## 鳥取県営ライフル射撃場の委託業務に関する事業計画書

### 1 管理運営の基本的考え方

#### (1) ライフル射撃場の指定管理者を希望する理由

ライフル射撃競技は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制される競技であり、第一義的にライフル射撃競技に知識を有する団体、個人によって管理されることが妥当と考えるところであり、鳥取県ライフル射撃協会が指定管理を希望するものである。

#### (2) 管理運営の方針

- 1 基本的には、鳥取県ライフル射撃協会会員（以下会員という）が主たる利用者となるものであり、会員の利用に対してはいつでも利用できる体制を執ることにしている。
- 2 会員以外で銃を所持している者については、所持期間の更新時に射撃証明書が必要であり、これの実施できるのは射撃場以外にないことから、申し出を受けたら射撃指導員のもとこれを実施することとしている。
- 3 収入の主なもののは会員の会費と使用料であることから、青少年を中心とした新規選手の発掘と育成を通じ会員の確保と増加をはかることとする。
- 4 支出は利用者に価格意識を徹底し経費削減を図る。

#### (3) 他の施設管理の実績

なし

### 2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

#### (1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

射撃競技を希望する者に対して、知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。自動販売機の設置については、利用人数に限られることから、利益創出のめどが立たないため設置の予定はない。

#### (2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

一般の利用者からの要望については、役員のところできりまとめ、要望の内容に沿った対応を指導員が主として対処する。

### 3 施設管理

#### (1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

射場内の設備については、管理者による常時点検と、会員及び利用者に対しても設備管理の意識を持つよう指導していく。また、射場内は雑草が多く茂るので、都度会員等による草刈り、清掃と害虫駆除などを実施して環境を整備する。

異常気象時には点検をし、被災の有無を確認する。被災ある場合は、県へ速やかに報告する。健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策について、屋内禁煙及び敷地内の一部禁煙を実施し、望まない受動喫煙の防止を図る。

## (2) 外部委託の考え方

射撃スポーツという特殊性から、射撃場の管理を全面的に外部委託するということは考慮していない。ただ管理棟の警備については、警備会社による機械警備を今後とも継続していきたい。

## 4 料金設定

### (1) 開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時より午後8時まで

### (2) 休館日の考え方と設定内容

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

### (3) 利用料金の考え方と設定内容

下記のとおりとする

区分	利用方法・利用時間	金額
スモールボア・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	2,800円
	一般利用 1人1時間につき	130円
エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	1,390円
	一般利用 1人1時間につき	70円

### (4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

使用料の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 障害者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

- (2) 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

- (3) 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

- (4) 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

- (5) 難病患者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10/10

## 5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

### (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

管理棟には、警備会社による機械警備システムを導入し、無断進入、盗難、火災の監視を行っているのでこれを継続する。

退場時には管理者のもとで、火の元の点検、施錠等のチェックを実施する。

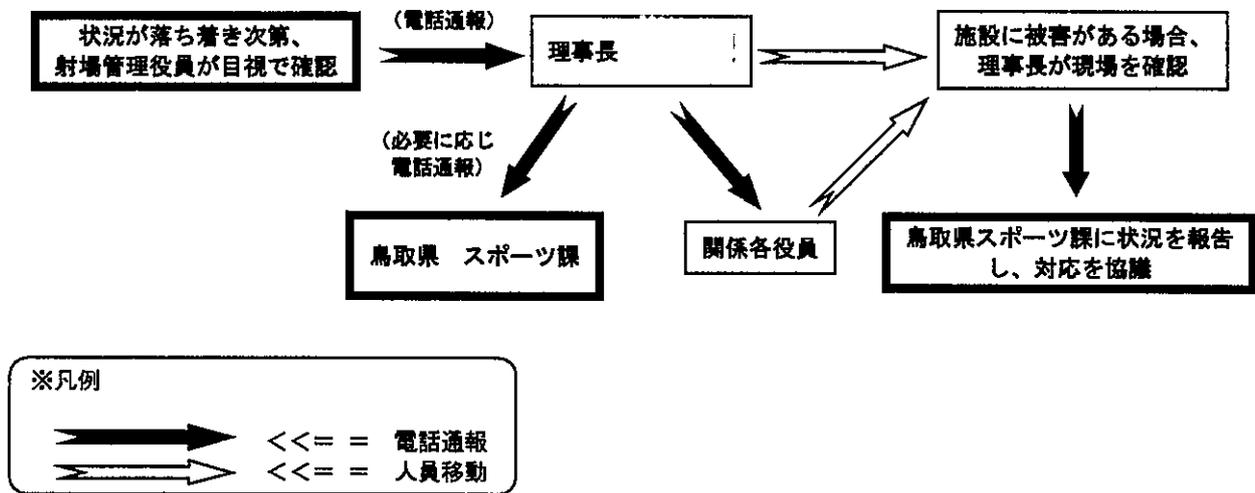
施設利用時は、利用者に危害予防を徹底させる。



### ③災害時の場合

地震・台風等の災害発生後、射場管理役員が射場の状態を目視で確認する。

対応フロー図



### (3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情等があった場合は、理事長に情報を提供し役員会に諮るなどの方法で適切に対処する。

## 6 個人情報保護等への対応

### (1) 個人情報の保護への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。指導員等で受け付けた一般利用者の個人情報は、鍵付きのロッカー引き出し等に一時保管し、月に1～2回程度射撃場管理役員が回収して事務局長に引き渡し、事務局長のもとで保管管理を行う。保管期間後焼却処分して、原則として公開しない。

### (2) 情報の公開への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。管理面、経理面での照会については、書面による請求に対して事務局長において書面で回答する。

## 7 ライフル射撃の普及振興の考え方

### (1) ライフル射撃の普及振興の考え方

ライフル射撃競技は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制される競技であり、誰もが簡単に競技に触れられないという特殊性を持つスポーツである。

このため、ジュニアの育成については、規制のないビームライフルを使用し、射撃を体験並びに基礎練習できる場を提供して、競技への接点を作り、普及と競技者の育成をはかる。

また、中高生に対しては、学校等への競技紹介を行い、学校側への理解を得るとともに選手獲得を目指す。

### (2) ライフル銃所持にかかる射撃教習及び狩猟用空気銃所持者に対する指導

当協会射撃指導員（鳥取県公安委員会指定 5名）による射撃教習の実施及び指導の実施。

### (3) ライフル射撃の普及振興に係る事業

- 1 希望者に対し、随時ビームライフル体験会を実施する。料金は無料とする。
- 2 各種イベント等において、ビームライフル体験記録会を実施し、競技の紹介を行う。料金は無料とする。

## 8 組織及び職員の配置等

### (1) 管理運営の組織

別紙

### (2) 人材育成

役員については、ベテラン協会員がその役職を担当しているが、現状は協会員ほぼ固定化しているので、数年前から若い会員の加入を推進しており、現会員の半数以上が小・中・高校生等ジュニア会員である。今後も新規会員の増加促進に努力するとともに、現会員のジュニアの定着と育成を進める考えである。

### (3) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

該当なし

### (4) 職員等の配置

協会役員を交代で土日の概ね午前9時から午後3時の間配置する。大会イベント等が実施される際も当番の配置を行い、安全確認など巡視を行う。

火曜日～金曜日については、原則事前予約制とし、予約があった場合に当番役員を派遣し管理する。

## 9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

該当なし

## 10 委託、工事の発注予定

射撃場管理棟について警備会社に管理委託。工事の発注予定なし。

## 11 法人等の社会的責任の遂行状況

### (1) 障がい者雇用

常用労働者が45.5人未満の事業者であり、障害者を雇用していない。

### (2) 男女共同参画推進企業の認定

男女共同参画推進企業に認定されていない。

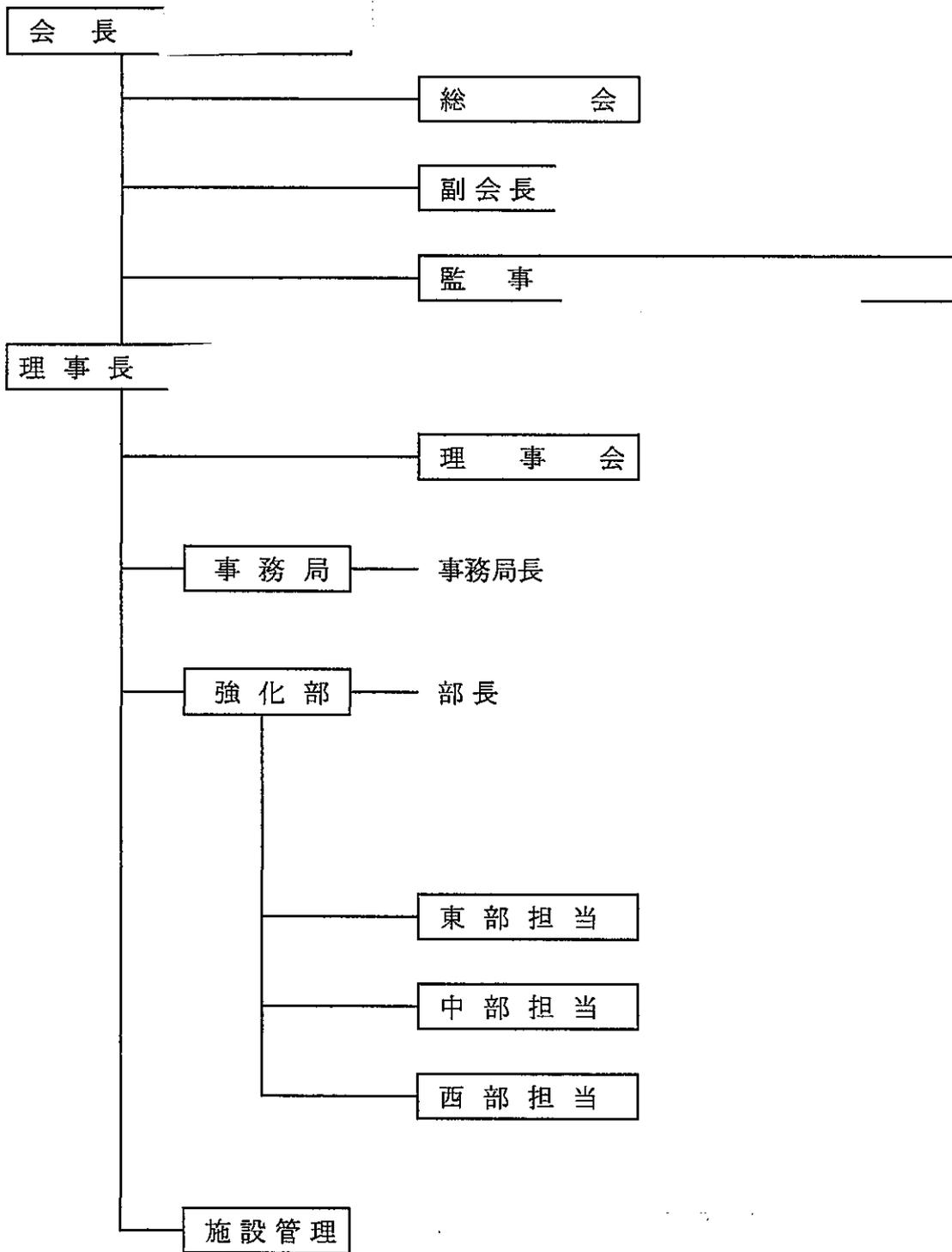
### (3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格証等

認証登録されていない。

### (4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

# 管理運営の組織図



(様式3-1)

令和 7年度鳥取県営ライフル射撃場の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称( 鳥取県ライフル射撃協会 )

(単位:千円)

		内訳	金額	
収入項目	利用料金収入	射撃場使用料	70	
	その他の収入			
収入合計(A)			70	
支出項目	人件費(常勤職員)			
	人件費(非常勤職員)		550	
	施設維持管理費	消耗品	55	465
		事務費	44	
		通信運搬費	70	
		手数料(トイレ汲み取り)	10	
		管理棟警備委託費	236	
射撃場清掃整備費	50			
光熱水費	光熱水道費	90	106	
	燃料費	16		
修繕費	修繕費	75	75	
その他の経費	保険、負担金、振込手数料	14	14	
支出合計(B)			1,210	
県からの委託料		支出合計(B)－収入合計(A)	1,140	

(注1) 支出合計(B)－収入合計(A)を県からの委託料とするため、収入項目には県からの委託料を含めないこと。

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。